

令和 8 年度 宿毛市地域密着型サービス事業者の公募の質問に対する回答について

(2026 年 5 月 13 日掲載分)

質問 1	
事業種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
質問事項	施設整備に係る補助金について
公募要項の該当箇所	6 ページ
質問	募集要項には「施設整備に係る」とありますが、これは開設準備補助金はない(ソフトはなくハードのみ)という認識でよろしいでしょうか。
回答	<p>施設整備にあたっては、「高知県介護基盤整備等事業費補助金」を活用して交付する予定です。</p> <p>同補助金要綱には、以下のメニューが設けられており、要件を満たせば両方を申請することが可能です。</p> <p>第 3 条 (1) 地域密着型サービス等整備事業</p> <p>第 3 条 (2) 介護保険施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>※上記は前年度(令和 7 年度)の補助金交付要綱に基づく記載です。申請年度の要綱に変更があった場合、申請できないこともありますので、あらかじめご了承ください。</p>

質問 2	
事業種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
質問事項	納税証明書について
公募要項の該当箇所	(様式 1) 令和 8 年度 宿毛市地域密着型サービス事業者公募に係る提出書類一覧インデックス番号 23・24
質問	納税証明書は何年分を提出すればよいのでしょうか。
回答	発行日時点で税金等に滞納がないことを証明するものであり、対象年分は限定していません。

質問 3	
事業種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
質問事項	納税証明書について
公募要項の該当箇所	(様式 1) 令和 8 年度 宿毛市地域密着型サービス事業者公募に係る提出書類一覧インデックス番号 23・24
質問	宿毛市税に滞納がないことが分かる証明書等について、宿毛市に事業所がなく、納税義務がない場合は、何を提出すればよいのでしょうか。
回答	宿毛市内に事業所を有しておらず、納税義務がない場合においても、宿毛市税に滞納がないことが分かる証明書等をご提出いただく必要があります。

質問 4	
事業種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
質問事項	納税証明書について
公募要項の該当箇所	(様式 1) 令和 8 年度 宿毛市地域密着型サービス事業者公募に係る提出書類一覧インデックス番号 23・24
質問	高知県税に滞納がないことが分かる証明書等について、宿毛市外に事業所がある場合、法人の代表者については何を提出すればよいのでしょうか。
回答	都道府県税の証明書については、法人の代表者の住所地によって必要書類が異なります。 代表者の住所が高知県外の場合は、高知県および住所地の都道府県税について、滞納がないことを証明する書類(計 2 通)が必要です。 代表者の住所が高知県内の場合は、高知県税について、滞納がないことを証明する書類(1 通)が必要です。